

FINANCIAL SERVICES

バーゼル4 – 霧の中から出現？

2013年9月

kpmg.com



エグゼクティブ・サマリー

バーゼル4 — 霧の中から出現

バーゼル3が2019年より完全実施される前でさえ、「バーゼル4」が霧の中から出現する可能性があります。ここ数ヶ月間に見られた以下のような進展がその基礎となります。

- すでに幾つかの国では、バーゼル3の先を見据えた要件を国内の銀行に課し始めている。米国とヨーロッパは銀行に対して、厳しいストレス後においても最低自己資本比率を満たすように要求している。スイス、米国、英国は、最低レバレッジ比率を3%超に設定済みである。また、オーストラリアと英国は、「第2の柱」(Pillar2)の資本増強要件を最も質の高い資本で満たすように求めている。さらに米国や英国などでは、より厳しい流動性基準を求めている。
- 銀行が作成する内部モデルや、それによって測定されるリスク・アセットの正確性について、規制当局やマーケット・アナリストの間で疑念が広がっている。
- その結果、規制要件のさらなる簡素化を求める声が、主要規制当局(英国のアンドリュー・ホールデン氏や米国のトーマス・ホーニング氏を含む)から上がっており、彼らは、最低レバレッジ比率引き上げと内部モデルへの依存を減らすことを支持している。

•バーゼル委員会はこうした動きに呼応し、バーゼル3の先を見据えた文書を数多く発表している。その中には、銀行のトレーディング勘定に対する規制アプローチ、内部モデルから導いたリスク・ウェイトに見られる銀行間のばらつきや、リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランスに関する文書が含まれる。

- ユーロ圏の銀行に対しては、監督当局、規制当局、そしてマクロ・プルーデンスの監督当局として欧州中央銀行(ECB)が行動を起こすと見られ、「フランクフルト1」とも呼ぶべき規制が登場する可能性がある。

以上のような進展は、バーゼル4の基礎となり得る3つの変化をもたらすことになるでしょう。

第1の変化は、資本要件を算出するに当たり、銀行に有利な内部モデルの使用を制限することです。これは、内部モデルに基づくリスク・ウェイトが、標準的手法を用いて算出したウェイトから、かい離する度合いを制限する形をとる可能性があります。あるいは、(おそらく第2の柱の資本要件を評価する場合にのみ認められる複雑さをベースとして)銀行が作成する複雑な内部モデルを簡素化する形をとるかもしれません。

第2の変化は、最低レバレッジ比率を引き上げてその要件を満たすよう、銀行に求めることです。3%を大きく上回る最低レバレッジ比率は、バーゼル3で果たす補完的指標としての役割(back stop)より、第1の柱の最低所要自己資本比率に関する主要指標(front stop)としてうまく機能するでしょう。

第3の変化は、情報開示の拡大を銀行に求めることです。これはすなわち、銀行に認められている複雑な内部モデル利用の範囲内で、そのモデルに基づくリスク・ウェイトが標準的手法に基づくウェイトから、かい離する理由について説明し、その正当性を示すように彼らに要求することを指します。さらに、簡素なレバレッジ比率への依存を引き上げる限りにおいて、その比率がより、リスク感応度の高いアプローチとどのように異なるのかについて、銀行が説明できるようになるでしょう。

こうした動きは銀行の資本規制にどのような影響を及ぼし得るのでしょうか？

こうした変化を求める圧力があると理解していますが、簡素さを追求することに熱中し過ぎたり、標準的手法に基づくリスク・ウェイト(またはリスク感応度の低いレバレッジ比率)に依存し過ぎると、意図せぬ結果を招く可能性があります。

こうした動きは行き過ぎると、銀行がより高リスクの資産を保有することを助長し、モーゲージローンや流動性の高い資産など、低いリスク・ウェイトが適用される資産ポートフォリオの資金調達コストを著しく高めかねません。加えて、銀行が内部モデルを使用する前に満たさなければならない条件には、銀行がリスク管理能力を改善することを促す狙いが必ずありました。そうしたことから、行き過ぎた動きが意図せぬ結果を招くという流れは、大抵の場合、弱まるよりむしろ強まりかねないのです。

一方、私たちが他のレポートで言及したように⁽¹⁾、終わることなく次から次へと続く規制の導入は、特に欧州の多くの国の経済を、「転換点」の先にある、規制のコストがそのメリットを上回る状況まで、すでに追い込んでしまっている可能性があります。規制の増加が経済成長に恒常的に及ぼす下方圧力は、金融不安の増大を将来にわたって回避することのメリットを、今や凌駕してしまっているかもしれません。

規制当局はまた、バーゼル3における資本や流動性の要件と、それと並行して進められている複数の規制改革イニシアチブから生じた、資本や流動性に対する追加要求との間に、より首尾一貫し、バランスのとれたつながりを持たせることに、

さらに注意を払う必要があります。つながりが求められる項目には、ストレステスト、システム上重要な銀行に対する資本サーチャージ、第2の柱の強化、マクロ・ブレードンス政策のツールや、債務のバイルインを用いた破綻処理での銀行の損失吸収力が含まれます。

ただし、規制当局は実際には、より首尾一貫したアプローチをゼロから構築し始めるより、金融危機の原因として認識されている複数の課題に対処するための、当局間でうまく調整できていない保守主義を、幾層にも積み重ねていこうという強い意識を持っています。

なお、私たちは銀行による情報開示の拡大を支持します。なぜなら、銀行は、自らが抱えるリスクを内部モデルが正確に描写している理由を示すことで大きな利益を得ると考えられるからです。

以上のような状況は、資本にどのような意味をもたらすのでしょうか？

英国の銀行をひとまとめにして例にとると、2012年末時点の合算値で、普通株式等自己資本比率はバーゼル3の完全実施ベースで8.5%、普通株式等資本のレバレッジ比率は3.6%でした⁽²⁾。

これらの銀行はEUがバーゼル3を実施するに当たり、普通株式等自己資本比率の最低要件である10%（システム・リス

ク・バッファの3%を含む）を満たすように求められる見通しです。そうなれば合算値で、普通株式等資本を2,200億ポンドから2,600億ポンドまで、400億ポンド近く増強しなければならないでしょう。

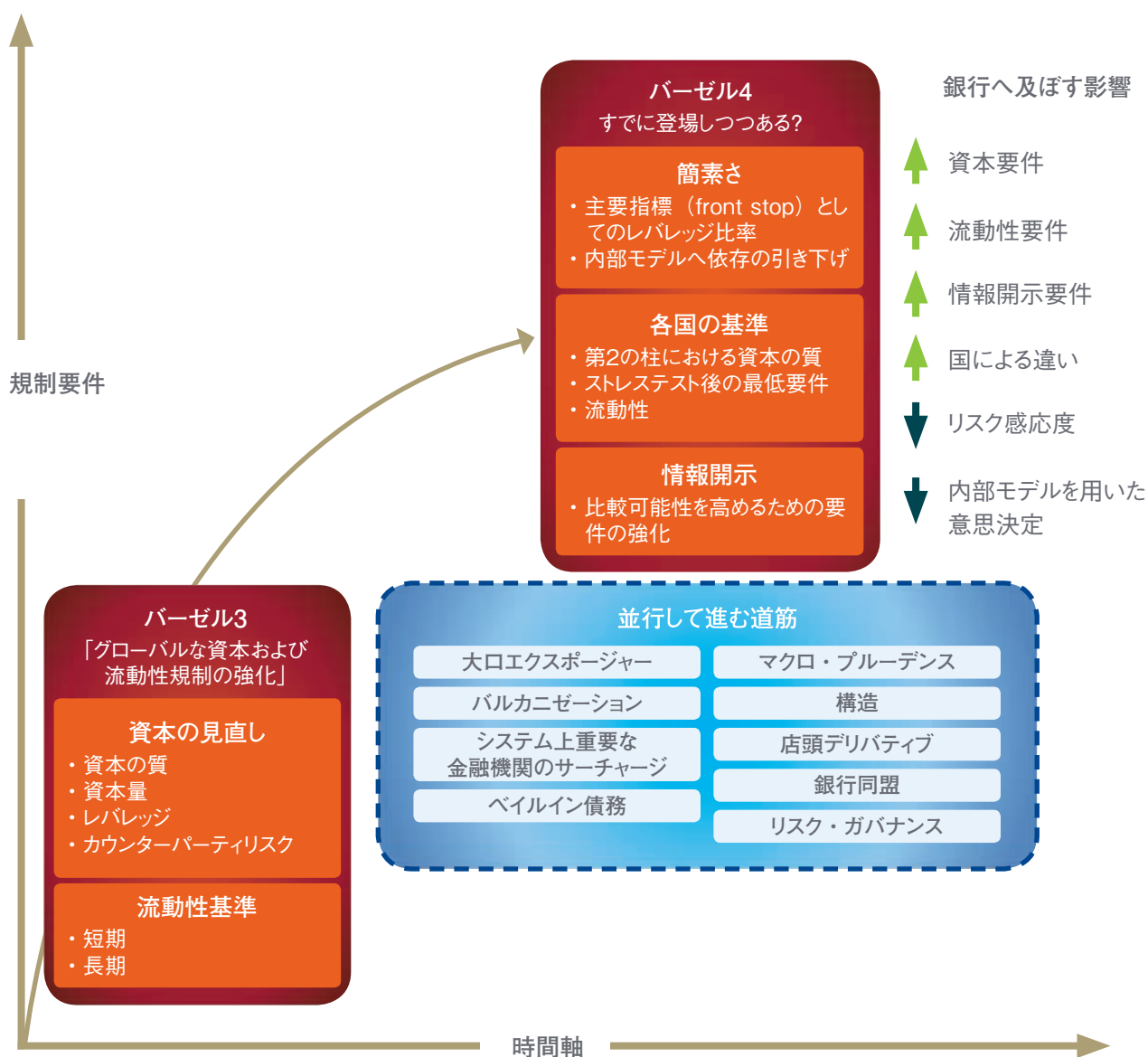
そのため、これらの銀行では、将来的に登場するであろうバーゼル4の中核要素もまとめて満たすべく、**普通株式等資本をさらに500億ポンド積み増すか、バランスシートを20%ほど圧縮する**必要が出てきます。これは、中核要素として(1) 普通株式等資本の最低レバレッジ比率要件が5%に設定されるほか、(2) 銀行の内部モデル使用が制限され、それに伴ってリスク・アセットが20%増加すると仮定した場合の試算です。どちらの要素に対してもより厳格なアプローチがとられれば、積み増さなければならない資本がさらに増加します。

銀行は以上のような定量的な影響に加えて、自らの資本や流動性ニーズを十分理解する必要があります。なお、そうしたニーズは、戦略やリスク・アベタイトに関する明確な言及に基づくものでなければなりません。銀行内部では明確に言及することにより、資本、流動性や、自らの事業運営方法を評価する動きが促されるのです。

(1) 「Moving on: the scope for better regulation」(KPMGインターナショナル、2013年5月)

(2) 出典：「Prudential Regulation Authority completes capital shortfall exercise with major UK banks and building societies」(健全性監督機構、2013年6月)

バーゼル4への道のり



出典：KPMGインターナショナル（2013年9月）

バーゼル3を超えてバーゼル4へ

バーゼル3の構造、解釈、実施タイミングについては、すでに各国の間で違いが出てきており、それに伴って重大な不一致が生じているため、バーゼル3の枠組みがどういうものを解き明かそうとする動きが早くも散見されます。

そうした中で私たちは、幾つかの国（およびバーゼル委員会）がとっている、バーゼル3の先へ進むための重要なステップに注目しています。

これらのステップには以下のような特徴があり、バーゼル4に向けた動きとして認識できます。

- 最低レバレッジ比率の引き上げが、第1の柱の最低所要自己資本においてより顕著な役割を果たしている。
- 自己資本比率を算出するに当たり、銀行に有利な内部モデルの使用をより厳しく制限している。
- ストレステストや第2の柱の資本増強および流動性要件に対して、より厳格なアプローチをとっている。
- 銀行が情報開示を拡大する。

レバレッジ比率

幾つかの国では、最低レバレッジ比率の水準や、その算出に用いる資本の定義、算出タイミングに関して、バーゼル3の現在の最低基準である3%に先んじようとしています。

具体的には、米国の連邦準備理事会（FRB）が、システム上重要な銀行に対して5%、その傘下のリテール銀行に対して6%の最低レバレッジ比率を、2018年より適用する提案を行っています⁽³⁾（これらの要件が米国で事業を営む大手外国銀行にも適用されるかどうかは、まだ定かではありません）。スイスの最大手銀行は、総資本に対する最低レバレッジ比率の要件である4.3%前後を、2019年までに達成しなければなりません⁽⁴⁾。また、英国の健全性監督機構（PRA）では現在、3%のレバレッジ比率要件に対する大手銀行の資本十分性を評価中です。なお、このレバレッジ比率はバーゼル3で用いる広義のTier1ではなく、普通株式等Tier1（CET1）資本ベースとなっており、厳しいストレス・シナリオを銀行に課した後算出します⁽⁵⁾。

こうした動きとは対照的に、バーゼル委員会はこれまで、あまり急進的ではない

アプローチをとってきました。レバレッジ比率に関する最近の市中協議文書⁽⁶⁾では、「並行実施」期間（2013年～2017年）には3%の最低レバレッジ比率をテストするほか、異なる資本ベース（規制上の資本およびCET1資本）を用いる影響を追跡調査すると述べています。協議文書ではまた、エクスポージャーの測定方法や、銀行が2015年より実施しなければならぬ情報開示について、その詳細を記載しています。

バーゼル委員会以外では、複数の規制当局⁽⁷⁾や他の評論家が以下のような理由から、最低レバレッジ比率の引き上げに、より注力すべきだと議論してきました。

- リスクだけでなく、（問題の事象が起こるかどうかを正確に予見できない）不確実性という特徴がある現代では、その複雑さに合わせようとするより簡素なルールに従う方が、政策当局にとってやりやすい可能性がある。実際に、その複雑さに、さらに複雑なルールを持って対処しようという試みは、その複雑なルールが抛り所として想定する関係が破綻すると、惨たんたるものとなり得る。

- 金融危機の最中は、（レバレッジ比率と株式時価総額に基づく）簡素なルールを使えば、どの銀行が困難な状況に陥るかをうまく予見できたはずである。簡素なレバレッジ比率は、銀行の破綻を予見するためには、リスク・ウェイトを利用した代替アプローチより有効と言える。

- バーゼル3の基準として設定された3%の最低レバレッジ比率は低過ぎるかもしれない。規制当局、学者や、他の評論家の間では、最低レバレッジ比率を大幅に引き上げるべきだという議論があり、大抵の場合、6～8%の範囲が言及されてきた⁽⁸⁾。さらに、米国の上院議員シェロッド・ブラウン氏とデイビッド・ヴィッター氏は、国内の最大手銀行に15%のレバレッジ比率を課す提案を行っている⁽⁹⁾。

最低レバレッジ比率を引き上げると、より多くの銀行に対して有効な制約になると思われることから、一連の規制上の資本指標の中で同比率の重要度が直ちに高まるでしょう。そのため、同比率はなお一層、補完的指標（back stop）でなく主要指標（front stop）となるのです。

(3) 「Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Enhanced Supplementary Leverage Ratio Standards for Certain Bank Holding Companies and their Subsidiary Insured Depository Institutions」（連邦準備理事会、2013年7月）

(4) 「金融安定性報告書2013」（スイス国立銀行、2013年6月）

(5) 「Prudential Regulation Authority completes capital shortfall exercise with major UK banks and building societies」（健全性監督機構、2013年6月）

(6) 「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」（バーゼル銀行監督委員会、2013年6月）

(7) 「The dog and the Frisbee, Andrew Haldane」（イングランド銀行、2012年8月）

「Back to basics: a better alternative to Basel capital rules（講演）」（Thomas Hoenig、連邦預金保険公社、2012年9月）

(8) 「The bankers' new clothes: what's wrong with banking and what to do about it」、Anat AdmatiおよびMartin Hellwig（プリンストン大学出版局、2013年）

(9) 「Terminating Bailouts for Taxpayer Fairness Act」（米国議会上院、2013年4月）

しかしながら、レバレッジ比率に依存し過ぎると、意図せぬ結果を招く可能性があります。過度な依存は、銀行がより高リスクの資産を保有することを助長し、モーゲージローンやソブリン債など、低いリスク・ウェイトが適用される資産ポートフォリオの資金調達コストを著しく高めかねません。加えて、銀行によるリスク管理の改善を促す狙いで用いることが可能な、(銀行が内部モデルを使用してリスク・ウェイトを算出するための規制当局の許可などの) インセンティブを排除してしまうことになります。

簡素さ

バーゼル委員会は最近、リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランスに関するディスカッション・ペーパーを発表しました⁽¹⁰⁾。このペーパーは、主としてリスク感応度の高い資本に対する要件を追求する中で、バーゼル規制の枠組みが現在のような高水準の複雑さや比較の難しさを抱えるに至った経緯や理由に加えて、より簡素であることや比較可能性のメリット、過度に簡素な資本要件がもたらし得るデメリットを説明するものです。

ペーパーはまた、簡素さや比較可能性を高めるためのアイデアも、以下のように幾つか提示しています。

- バーゼル委員会の新たな提案がそれに照らし合わせて評価されるべき追加目標として、簡素さを認識する。
- 規制枠組みの複雑さがもたらす好ましくない結果を軽減する。具体的には、フロアを設けることで内部モデルを利用した自己資本比率に制限を加える、より厳密な「使用テスト」を導入する。さらに、内部モデルの取扱いにおける各国の裁量を制限するなど。
- リスクベースの自己資本比率と同様に、レバレッジ比率を強化する。具体的には、同比率に「バッファ」を加えたり、システム上重要な銀行に対してはより厳しい要件を課すなど。

• 情報開示を強化する。具体的には、銀行に対して開示強化作業部会 (EDTF) の提案を採用するように促す。内部モデルを仮想ポートフォリオへ適用した結果や、内部モデルと標準的手法の両方で計算した結果を開示するように求める。投資家にとって有益となり得る追加的な評価尺度を、(整合性がとれたベースで) 開示するように求めるなど。そうした尺度としては、株式時価を用いた資本比率、株式のボラティリティを踏まえたリスク評価基準、経常収益ベースのレバレッジ比率、利益のボラティリティの時系列推移、不良資産が総資産に占める割合などが挙げられる。

• より根本的な改革を長期的なスパンで実施する。具体的には、(英国や他の幾つかの国がすでに行っているように) 有形自己資本レバレッジ比率を使用する。内部モデルの使用を止める。収益のボラティリティに対する資本要件を課す。複雑で革新的な金融商品の使用を制限したり、非伝統的な銀行業務に制約を加えることにより、リスクや複雑さを軽減するなど。

なお、ペーパーでは、以上のようなトピックを踏まえて3つの柱のバランスを見直し、第2、第3の柱により重点を置くことも議論しています。こうしたリバランスは少なからず、第1の柱の最低要件を簡素化する手段として実施するものであり、リスク感応度のウェイト付けや内部モデルを用いたアプローチを含め、複雑な枠組みの一部を第2の柱に移し替えることによって簡素化を図ります。リバランスはまた、銀行側のより広範囲にわたる情報開示に基づき、株主、債券保有者、マーケット・アナリストなどが、知見を広げた上で独自の見解を持つことを可能にする手段でもあります。

内部モデルの作成

バーゼル委員会や他の規制当局は、銀行が自らの内部モデルを使用して決定したリスク・ウェイトに、ますます注目するようになっていきます。内部モデルに基づくリスク・ウェイトの付与が抱える複雑さや曖昧さのせいで、銀行は、そうしたモデルが引き下げ得るリスク・ウェイトの範囲を制限しようとする、規制当局の動きに影響されやすくなります。

こうした方向へ向けた最初の動きは、トレーディング勘定の抜本的見直しに関するバーゼル委員会の提案でした⁽¹¹⁾。この提案は、マーケットリスクに対して保有していた資本の不十分さや、トレーディング勘定に含め得る資産を決定した際の過度な裁量など、金融危機で浮き彫りになった同勘定の管理体制の様々な不備に呼応したものでした。なお、提案には以下の項目が含まれていました。

- 銀行がトレーディング勘定に含め得る資産を制限するため、そのベースとなる同勘定の定義を変更する。
- 内部モデル方式を用いて算出するトレーディング勘定のリスク測定指標を、「value at risk」から「expected shortfall」へ変更する。これは抜本的な変更であり、それによって内部モデルの複雑さが増し、多くの資産に対する資本要件が引き上げられることになるだろう。
- 流動性リスクをより精緻に評価し、ストレステストで同リスクが大きい金融商品向けに、追加的な資本増強を実施する。
- 内部モデルと標準的手法の間の相違を減らす。

さらに直近では、バーゼル委員会と欧州銀行監督機構 (EBA) が、リスク・ウェイトの付与における銀行間の相違について分析を行い、その予備的報告を公表しています⁽¹²⁾。

(10) 「規制枠組み：リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス」(バーゼル銀行監督委員会、2013年7月)

(11) 「トレーディング勘定の抜本的見直し」(バーゼル銀行監督委員会、2012年5月)

(12) 「規制上の整合性評価プログラム—マーケットリスクに係るリスク・アセットの整合性に関する報告書」(バーゼル銀行監督委員会、2013年1月)
「規制上の整合性評価プログラム—銀行勘定のリスク・アセットに係る規制上の整合性に関する報告書」(バーゼル銀行監督委員会、2013年7月)
「Interim results update of the EBA review of the consistency of risk weighted assets」(欧州銀行監督機構、2013年8月)

バーゼル委員会は其中で、銀行勘定とトレーディング勘定におけるリスク・ウェイトに関して、銀行間で大きな差異があると報告しています。この差異のうちのどの程度が、実際に異なる水準のリスクを反映しているのかを断定するのは困難です。ただし、委員会は銀行勘定の資産について、ウェイト付けの銀行間差異のうち4分の3までは、銀行が保有する資産のリスク構成の違いによって説明できることを突き止めました。

残りの差異は主に2つの要素（内部モデルの銀行間相違と、監督当局の指針や慣習の相違）がもたらすものです。これらの要素によって説明できる差異の程度を特定する方法の1つは、共通の仮想ポートフォリオを使用し、各行がそのリスク・ウェイトをどのように算出するかをテストすることです。その結果、バーゼル委員

会は銀行勘定の信用リスクについて、平均の上下20%以内の銀行間差異をこれらの要素がもたらしたものであると特定しました。また、主な差異は具体的には、（特に企業に対するエクスポージャーで）予測したデフォルトが実際に起こる確率や、（特にリテールに対するエクスポージャーで）予測したデフォルトから生じた損失に絡んだものでした。なお、委員会の報告書は地域間の相違については重要視していませんが、にもかかわらず、仮想ポートフォリオで最も積極的に（最も低い）リスク・ウェイトを付与した3行全てが、欧州の銀行である点は注目されます。

マーケットリスクのポジションでは、銀行が報告した最も高いリスク・ウェイト・エクスポージャーと最も低いエクスポージャーには、3倍近い開きがありました。

以上のようなバーゼル委員会の定量的な報告に加えて、規制当局は以下の項目について疑念を抱いていると認識されています。

- 銀行が自らの所要自己資本を軽減する手段として、「リスク・アセットの最適化」に取り組んでいる度合い。たとえ、そうした取組みの大部分がデータの整理に過ぎず、より広範な一連のエクスポージャーに対し、リスクのモデル化が水平展開される予定を踏まえたものであっても、注意を要する。
- 低金利が長期間続いているおかげで債務者がデフォルトを回避できる程度と、銀行がそれをもとに、誤解を招くような低いデフォルト確率を予測すること。

- 銀行が他の金融機関へのエクスポージャーに付与する低いリスク・ウェイト。そのような相互関連性が内包するシステムミック・リスクを考慮していない。
- この分野で透明性を確立する難しさと、それゆえに市場規律へ委ねる範囲が限られてしまう状況。

一方、バーゼル委員会は、自らの定量的な報告に呼応して採用し得る、以下の3つの政策オプションを取り上げています。

- 第3の柱に盛り込まれた銀行の情報開示強化や、規制当局のデータ収集を通

して、どのように銀行が内部モデルを使用してリスク・アセットを算出しているかについて理解を深める。これは、開示強化作業部会の報告書の推奨と内容的に一致するものだろう。

- ガイダンスを追加して各国の銀行と監督当局の慣行の違いを抑え込む。
- 先進的なアプローチの柔軟さに制約を加える。これは例えば、(監督当局が銀行の内部モデル予測を評価するに当たり、参考情報として使用できる) リスク指標の「ベンチマーク」を設定したり、特定の指標の最低水準 (もしくは固定

値でも) などの、より (明示的) 縛りをかけることによって行う。

これらの政策オプションはいずれ、「バーゼル3.5」として政策課題となりそうです。これらにより、自らの内部モデルをリスク・ウェイトの算出に用いることで、銀行が享受するメリットの度合いは制限されるでしょう。さらに、内部モデルに基づくウェイトが標準的手法に基づくウェイトから、かい離する理由について (規制当局や利害関係者に対して) 説明し、その正当性を示さなければならないという銀行への圧力が増すことでしょう。



ストレステスト

当局の多くは（米国、EBA、アイルランド、英国を含めて）厳しいストレスイベントが発生した後も銀行に最低自己資本比率を満たすように要求するに当たり、定期的なストレステストの実施結果を使用しています。それによって銀行は、（資本比率の標準計算を用いて）過去を振り返る方法だけでなく、ストレス・シナリオを課した後の最低要件を満たすことができるように、資本バッファを増強することが求められます。

これらの当局はまた、ストレステストの実施基準として、バーゼル3の最低自己資本比率を使い始めています。バーゼル3はこのように、ショックを受けた後の最低要件へと変貌しつつあり、主なショックアブソーバーとして機能する資本を積み増すように要求しています。これは「バッファのバッファ」を構築する動きであり、資本保全バッファやカウンターシクリカルな資本バッファがショックを吸収する緩衝材になるという、バーゼル3の意図を無視するものです。

各国の当局はまた、国内の銀行が保有しなければならない資本額に対して自らの裁量を少なからず働かせる目的で、ストレステストを利用することができます。そのような場合、内部モデルの最低資本基準を設けるに当たって国際的に一貫性を高めようという試みとは関係なく、テストが実施されます。

さらに、EBAは最近、欧州の大手銀行が（資産に対する割合ではなく）金額で表す最低資本額を必ず維持することに加えて、2011年12月に（それに先駆けて実施したストレステストに続いて）行った勧告で設定した要件を、各行の資本額が必ず継続的に満たすように、各国の規制当局者が取り計らうべきだという勧告を発表しました⁽¹³⁾。

しかしながら、これにより、欧州の銀行によるさらなるレバレッジ解消の動きがどのように防げるのかは不明瞭です。銀行がCET1資本の最低要件を満たす十分な資本を保有している場合には、完全実施

されているEUの自己資本規制（CRR）や自己資本指令（CRD）のルールに基づき、各国当局がこの要件を適用しないことが認められるでしょう。

第2の柱の資本増強

原則として、第1の柱における最低所要自己資本の質と量に対し、バーゼル3で設定されているさらに厳しい要件は、第2の柱で銀行が増強できる資本額が少なくなることを意味しています。なぜなら、第1の柱の最低要件で十分に対応できないリスクはわずかしかないためです。ただし、規制当局がどの程度この順路通りに動くのかは全くもって定かではありません。

一部の規制当局が資本保全バッファやカウンターシクリカルな資本バッファを、第2の柱における資本増強の部分的な代用として捉えるだろうという兆しが散見されます。しかし同時に、オーストラリア⁽¹⁴⁾と英国⁽¹⁵⁾は第2の柱の資本増強を、Tier 1とTier 2資本の合計ではなく、主としてCET1資本で、またはCET1資本の単独で実施するように、銀行に要求する方向へ進んでいます。

流動性

バーゼル委員会は2013年1月に、流動性カバレッジ比率（LCR）に対する修正アプローチに正式に同意しましたが、欧州ではEBAが、質の高い流動資産の定義や異なる種類の預金の適切な流出予測について、引き続き作業を行っています。一方、英国は、厳格な現在の管理体制をLCR適用に切り換えることに明らかに意欲的ではなく、金融監督委員会がPRAに対して、システミックな理由からLCRを補完する、追加的な流動性要件が必要かどうかを検討するように依頼しています。

米国では、FRB理事のタルーロ氏が、ホールセール市場からの資金調達に著しく依存する銀行は追加的な資本を保有すべきだと提案しており⁽¹⁶⁾、安定調達比率（NSFR）に関するバーゼル委員会の提案を修正する（もしくは置き換えることさえある）ベースとなるかもしれません。

銀行への影響

バーゼル4へ向けたこうした動きには、以下の3つの影響があります。

第1に、銀行は資本要件の大幅な引き上げに直面する可能性があります。そのような引き上げは、最低レバレッジ比率の引き上げ、内部モデルに基づいてエクスポージャーを算出できる範囲の制限、ストレステストと最低資本要件を上回る第2の柱のバッファを課すような、概して現在より厳しい規制当局のアプローチを組み合わせた形となるでしょう。それに伴い、銀行はより多くの資本を保有するか、オンバランスおよびオフバランスの活動を抑制する必要が出てきます。一方、個人、企業や、他の銀行顧客にとっては、銀行からの借入コストが上がり、融資を受けられる可能性が下がることになります。

第2に、銀行は資本政策を改善しなければならなくなるでしょう。とりわけ、様々な事業をサポートするのに必要な資本について十分理解し、それを戦略や、リスク・アペタイト、ビジネスモデルに明確に結び付けるプロセスでは改善が欠かせません。

第3に、銀行が自己資本比率と内部モデルの両方に対し、リスク感応度があまり高くないアプローチをとると、低リスク事業と高リスク事業のバランスを再評価せざるを得なくなる可能性があります。流動性ニーズをひとたび満たしていれば、銀行にとっては、低リスク資産の保有を減らす強いインセンティブが出てくるでしょう。そうした資産には、ソブリン債、他の高格付債券、プライム・モーゲージローン、高格付企業に対する融資、100%担保されたエクスポージャーが含まれます。このような動きは、一部の銀行のビジネスモデルや、こうした銀行仲介商品の対価や入手可能性を、大きく変えることになるかもしれません。

(13) 「Recommendation on the preservation of core tier 1 capital」(欧州銀行監督機構、2013年7月)

(14) 「Implementing Basel III capital reforms in Australia」(オーストラリア健全性規制庁、2011年9月)

(15) 「Strengthening capital standards: implementing CRDIV」(健全性監督機構、2013年8月)

(16) 「Federal Reserve Board approves final rule to help ensure banks maintain strong capital positions (冒頭陳述)」(Governor Tarullo、2013年7月)

並行して進む道筋

銀行はバーゼル3の基準に加えて、資本と流動性に関する他の多くの規制改革イニシアチブにも直面しています。

バーゼル3は、現在進められている様々な規制改革の一要素に過ぎません。規制に対しては、「あらゆる側面をますます多く網羅する」アプローチがとられているのです⁽¹⁷⁾。この章で論じる「並行して進む道筋」は、主としてバーゼル3を補完するものと見なすことができます。ただし、バーゼル3を重要視しないで迂回する手段を、規制当局に提供しかねないものもあります。いずれにせよ、規制当局の負担は著しく増えます。

これに対して銀行は、バーゼル3の影響とバーゼル4に向けた動きに加えて、これらすべてのイニシアチブが銀行の戦略やビジネスモデルに及ぼす、複合的な影響を検討しなければなりません⁽¹⁸⁾。

政策当局もまた、これらすべてのイニシアチブが銀行と経済全般に及ぼす総合的な影響を、適切に考慮する必要があります。保守主義を幾層にも積み重ねていくアプローチは、金融危機が再発するリスクを軽減するでしょうが、恒常的に経済成長率を抑えてしまう点において、その代償は高くなります。

銀行同盟

EU諸国が設立を目指す銀行同盟は、詳細の多くの部分がまだ最終決定に至っていませんが、欧州における銀行の監督規制に大きな影響を及ぼしそうです。なお、銀行の監督業務を欧州中央銀行（ECB）へ移した主な論理的根拠の1つは、ECBが困難ではあるが首尾一貫しているアプローチをとるだろうと思われたためでした。ECBが大手銀行に対して実施し、自らが当事者となる予定のアセット・クオリティ・レビュー（資産査定レビュー）では、すでにその兆候が現れ始めています。

ECBはまた、銀行同盟内の破綻処理制度を発足させ、運営する中心的な存在となるほか、EBAが拘束力のある技術的基準を策定し、協力と協調を促すに当たってその主要メンバーとなり、銀行同盟全

域でマクロ・プルーデンス政策のツールを使うための権限を（関係のある各国当局と並んで）与えられるでしょう。このようにECBが担う役割と責任の範囲はいずれ、「フランクフルト1」とも呼ぶべき銀行の監督規制アプローチへ発展するかもしれません。

システム上重要な金融機関に対する資本サージ

グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）28行に対して、0.5～2.5%の見込み資本サージがすでに発表されており、今注目のは、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）の指定（および、より厳しい資本、監督、破綻処理の要件の適用）へ移っています⁽¹⁹⁾。

マクロ・プルーデンスの監督

マクロ・プルーデンスの管理体制は今なお進化を続けており、バーゼル3のカウンターシクリカルな資本バッファー、他のマクロ・プルーデンスに関するツール、システムミック・リスクに対する弾力性を評価するストレステストやシナリオテストとして具体化しつつあります。

欧州では、自己資本規制（CRR）／自己資本指令（CRD）のパッケージが以下の項目を規定しています。

- カウンターシクリカルな資本バッファー
- 中期的な構造リスクあるいはシステムミック・リスクを網羅するため、EU諸国がすべてまたは一部の銀行に対して適用することができる、追加的なシステムミック・リスク・バッファー（SRB）。英国では3%のSRBを適用予定であり、それによってCET1資本比率が最高10%になる。なお、SRBがG-SIBsやD-SIBsに課す資本サージのどの程度の代用となるかは、まだ定かではない。SRBがEU加盟国以外へのエクスポージャーではなく、SRBを規定するEU加盟国へのエクスポージャーのみに関係する場合、EUの法規制は、SRBと資

本サージの両方を銀行へ課すことを認めている。

- EU加盟国または欧州委員会が導入する、大口エクスポージャーに対するより厳格な制限、セクター特有リスクのウェイト付け、すべてまたは一部の銀行に課す流動性および情報開示要件

大口エクスポージャー

バーゼル委員会は銀行の大口エクスポージャーの測定方法やそれに課す制限を協議しており⁽²⁰⁾、主に以下のような変更を提案しています。

- （CET1の基準値を5%へ変更することにより、）大口エクスポージャーの報告を強化するほか、（25%の資本上限を据え置きつつ、CET1資本の定義を再度狭めることにより）大口エクスポージャーに対する「厳しい」制限をさらに厳しくする。
- エクスポージャーの測定方法をより精緻に定義する。それにより、測定方法の要件をより首尾一貫した形で世界各国に適用できる。
- システム上重要な銀行の大口エクスポージャーに対してさらに厳しい制限を課す。

バルカニゼーション

ローカリゼーションは新たな現象ではありませんが、G20が国際的な協力と協調を促している今日でさえ、その度合いは深まっています。様々な実例があり、例えば米国の法規制は、米国内で大きなプレゼンスを持つ外国の銀行組織に対し、中間持株会社を設立して米国内で資本を増強し、流動性ポジションを高めるように要求しています。また、アジアの監督当局の多くは、外国銀行が自国内で事業を営むに当たり、少なくともリテール事業については海外支店ではなく現地子会社を通して行うよう、要求あるいは奨励しています。

(17) 「Moving on: the scope for better regulation」(KPMG、2013年5月)

(18) 「銀行規制の進化」(KPMGインターナショナル、2013年2月)

(19) 「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」(バーゼル銀行監督委員会、2012年10月)

(20) 「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」(バーゼル銀行監督委員会、2013年3月)



このように、受け入れ国の当局が外国銀行に対し、自国内では海外支店ではなく現地子会社として事業を行い、現地の基準を満たすように求める傾向がますます強くなっています。なお、基準とは、資本、流動性、ストレステスト、ベイルイン債務、グループ内のエクスポージャー、グループ内のシェアードサービスに関するものです。こうした現地当局の動きには以下の3つの背景があります。

- 金融安定性に対する懸念 — 受け入れ国の当局は、外国銀行の現地オペレーションが現地のシステム上重要な場合には、その破綻を防止することや、破綻時に自国内の重要な経済的機能を維持することに、より注力するようになっている。
- 本拠地国の破綻処理計画と業務分離 — 外国銀行の本拠地国の再生・破綻処理計画や業務分離を強化する動きにより、外国銀行の現地オペレーションが本拠地国の当局から支援を受けるだろうという受け入れ国当局の信頼が、今後揺らぐ可能性がある。
- 海外預金者を保護するための、本拠地国の預金保護に関する取決め — 本拠地国の預金保護に関する取決めは、海外支店の預金者を保護するには十分でない可能性がある。

破綻処理

破綻処理に関するここ数ヶ月の主な焦点は、欧州委員会の銀行再生・破綻処理指令(BRRD)の最新版や金融安定理事会(FSB)の破綻処理指針⁽²¹⁾を含む、ベイルインのツールとなっています。その具体的なアプローチには、シングル・ポイント・オブ・エントリー、マルチプル・ポイント・オブ・エントリーや、欧州の銀行同盟における単一破綻処理メカニズムの提案が含まれます。

BRRDや米国およびスイスの同様の提案は、銀行に対して、資本とベイルイン可能な長期債券を合算することにより、損失吸収力の全体レベルの最低要件を満たすよう要求しています。また、各国の当局はBRRDの下では、損失吸収力の最低要件を設定するに当たり、銀行各行の規模や、リスク、レゾルバビリティ(破綻処理の実行可能性)、金融システムに及ぼす影響、ビジネスモデルなどに基づく裁量を働かせることになります。なお、欧州委員会はEBAの勧告に基づき、より調和の取れたアプローチを2016年より導入する可能性があります。

業務分離

米国、英国、フランス、ドイツを含む複数の国では、リテール分野と投資銀行分野における異なる種類の業務の分離に関して、すでに様々な要件を導入しています。また、欧州委員会は、リーカネン報告書の提言を実施する可能性を踏まえた「ロードマップ」を発表しました。その業務分離のアプローチとしては、英国型のリテール銀行の分離独立ではなく、投資銀行部門(範囲はまだ明示されていません)を分離独立させる可能性が最も高いようです。

店頭デリバティブ

デリバティブ取引の標準化や、取引所取引、中央清算、報告に関しては、今や世界の主要マーケットでその大半のルールが施行されています。そのため、現在注目が集まっているのは、デリバティブ取引に対するアプローチの共通化を米国とEUの全域にわたって進める取組みです。

一方、バーゼル委員会、証券監督者国際機構、国際決済銀行の支払・決済システム委員会の3者は、中央清算機関(CCPs)へのエクスポージャー⁽²²⁾、カウンターパーティリスク⁽²³⁾や、CCPsが求

める資本とその他の支援に対応するための、資本十分性基準を策定中です(カウンターパーティリスクに関しては、内部モデルを使用しない2つの既存アプローチ、すなわちカレント・エクスポージャー方式と標準方式の統合について、バーゼル委員会が協議しています。また、CCPsが求める資本とその他の支援には、銀行の再生や秩序立った破綻処理を目的としたものが含まれます)。

情報開示

G20とFSBは、2012年10月に開示強化作業部会(銀行、投資家、監査法人から成る民間部門のグループ)が行った、銀行のリスク開示強化に関する提言を歓迎し、支持しました⁽²⁴⁾。この提言には、銀行のリスク・アセット算出方法や、内部モデルの使用が規制上の資本要件に及ぼす影響、銀行内部の格付け評価を外部の信用格付けと比較した分布状況、内部モデルのバックテストや検証状況の開示が含まれます。

リスク・ガバナンス

国際基準の策定当局は、以下の項目を含む優れたリスク・ガバナンスの重要性をますます強調するようになっています。

- 取締役会、リスク管理最高責任者、リスク管理部門の機能を網羅する、強固なリスク・ガバナンス⁽²⁵⁾
- リスク・アペタイト文書、リスク上限、リスク管理部門の明確な役割と責任を網羅するリスク・アペタイトの枠組み⁽²⁶⁾
- 取締役会と経営幹部に対するその報告、ガバナンスの枠組みを網羅するリスクデータの集計と報告⁽²⁷⁾

(21) 「Guidance papers on recovery and resolution planning」(金融安定理事会、2013年7月)

(22) 「銀行による清算機関へのエクスポージャーに関する資本の取扱い」(バーゼル銀行監督委員会、2013年6月)

(23) 「カウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーへの資本賦課に関する非内部モデル手法」(バーゼル銀行監督委員会、2013年6月)

(24) 「Enhancing the Risk Disclosures of Banks: Report of the Enhanced Disclosure Task Force」(金融安定理事会、2012年10月)

(25) 「Thematic review on risk governance」(金融安定理事会、2013年2月)

(26) 「Principles for an effective risk appetite framework」(金融安定理事会、2013年7月)

(27) 「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(バーゼル銀行監督委員会、2013年1月)

お問い合わせ先

Jeremy Anderson CBE

Chairman,

Global Financial Services

T: +44 (0)20 7311 5800

E: jeremy.anderson@kpmg.co.uk

Bill Michael

EMA Head of Financial Services

KPMG in the UK

T: +44 (0)20 7311 5292

E: bill.michael@kpmg.co.uk

Giles Williams

Partner, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence,
EMA region

KPMG in the UK

T: +44 (0)20 7311 5354

E: giles.williams@kpmg.co.uk

Simon Topping

Principal, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence,
ASPAC region

KPMG in China

T: +85 2 2826 7283

E: simon.topping@kpmg.com

Hugh Kelly

Partner, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence,
Americas region

KPMG in the US

T: +1 202 533 5200

E: hckelly@kpmg.com

Steven Hall

Partner, Financial Services

KPMG in the UK

T: +44 (0)20 7311 5883

E: steven.hall@kpmg.co.uk

Clive Briault

Senior Adviser, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence,
EMA region

T: +44 (0)20 7694 8399

E: clive.briault@kpmg.co.uk

Seiji Kamiya

Partner, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence,
ASPAC region

T: +81 3 3548 5100

E: seiji.kamiya@jp.kpmg.com

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

TEL: 03-3548-5100

financialservices@jp.kpmg.com

本レポートは、KPMGインターナショナルが2013年9月に発行した“Basel 4 – Emerging from the mist?”を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

© 2013 KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent firms are affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm vis-à-vis third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG international.